

平成30年度第5回 山口市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成30年10月19日（金）午前9時30分～午前10時35分
- 2 場 所 山口市役所（山口総合支所） 第10・11会議室
- 3 出席者
 - (1) 出席委員（農業委員24名中23名：推進委員6名）
荒瀬 澄枝、伊藤 良雄、上田 正士、小野 基之、海地 博志
片山 潤之、賀屋 忠之、神田 一夫、田戸 洋志、恒富 竹司
徳田 文雄、中川 恵美子、中谷 敏明、原田 雅恵、原田 好子
藤村 守、藤原 敏郎、安田 敏男、安野 正純、山根 伊都子
山根 良男、山見 智盟、吉富 崇子

推進委員
岡本 公一、徳本 優、中川 晴吉、長尾 進、國長 廣治、
中山 隆之
 - (2) 欠席委員（1名）
河村 吉人
 - (3) 事務局
末貞局長・山根参事・河村主幹・岩本副主幹・福井
 - (4) 会議傍聴人
- 4 会議
 - (1) 議事録署名委員指名
 - (2) 議案審議
 - (3) その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。

これより平成30年度第5回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席23名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

川東地区の海地 博志委員 及び 阿東地区の片山 潤之委員
をお願いいたします。

これより、座って進行させていただきます。

それでは、農地法第3条にかかる申請についての審議を始めます。

農地法に係る第1号議案から第9号議案まで、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは1ページをお開きください。

合わせて、参考位置図1ページをお開きください。

議案第1号、仁保中郷です。

申請地は、仁保地域交流センターから北東へ280mに位置する、公共施設から近距離の地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営面積は116アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第2号、大内御堀です。

申請地は、大内地域交流センターから南西へ1.6kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

現在、耕作している自作地に近い利便性のある申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営面積は120アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第3号は、取り下げられました。

議案第4号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から南へ2.3から2.5kmに位置する公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は259アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第5号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から北へ580から870mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は市内に居住する公務員です。

現在、農林事務所に勤務しており、以前から農業に従事するつもりであったが、機械、出荷先も整い新規就農するものです。

本事案と同時に利用権設定申請書が提出され、平成30年11月1日の公告後の経営規模は57アールとなり、また農地法第3条2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、本事案の許可は利用権設定公告と同時施行いたします。

議案第6号、佐山です。

申請地は、JR周防佐山駅から東へ1.7kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人からの申し出により、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営面積は58アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第7号、佐山です。

申請地は、JR周防佐山駅から東へ950mに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人からの要望により、自宅近くの申請地を取得し、農業経営の拡大を

事務局

図るものです。

取得後の経営面積は69アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸し付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第8号、徳地船路です。

申請地は、徳地地域交流センター八坂分館から北へ1.6から1.8kmに位置する農用区域内の農地です。

申請人は、市内に主たる事務所を有する、農地所有適格法人です。

譲渡人の要望に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は392アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第9号、阿東徳佐中です。

申請地は、JR徳佐駅から北東へ1.6mに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

自宅に隣接する申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営面積は187アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、貸付地は地域の担い手である農地所有適格法人に貸付けており、「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けたままの農地」に該当しません。

以上で農地法第3条の全議案の説明を終了します。

御審議よろしくお願ひいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果を順次お願ひします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

北部地区委員

問題ありません。

川東地区委員

問題ありません。

川西地区委員 問題ありません。

徳地地区委員 問題ありません。

阿東地区委員 問題ありません。

議長 事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

議案第1号、議案第2号及び議案第4号から議案第9号につきましては、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくをお願いします。

それでは、審議に入ります。委員の皆さんの意見を求めます。意見・質問はありませんか。

【意見なし】

それでは、以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。採決に入ります。只今審議しました農地法第3条に係る審議について、一括で採決を行います。

農地法第3条に係る申請について、全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長 挙手多数と認め、只今審議しました農地法第3条にかかる申請については、全て「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。
農地法第4条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局 それでは9ページをご覧ください。
合わせて、参考位置図13ページをお開きください。

議案第10号、江崎です。
申請地は、JR嘉川駅から東へ800mに位置する、公共投資の対象とな

事務局

っていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

既存の道は使い勝手が悪く、大通りから近い申請地を自宅への進入路とするものです。

また、申請地は、平成27年8月10日に農地法の許可を得ることなく進入路として舗装されたものですが、川西地区協議会で追認申請を認められ、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

以上の農地法第4条にかかる議案につきましては、議案書及びただいま御説明しましたとおり、農地法第4条第6項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いと認め、許可要件の全てを満たしているものでございます。

御審議よろしくお願ひいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

川西地区委員

問題ありません。

議長

事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

議案第10号につきましては、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願ひします。

それでは、審議に入ります。委員の皆さんの意見を求めます。意見・質問はありませんか。

【意見なし】

議長

それでは、以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。採決に入ります。只今審議しました農地法第4条に係る審議について、採決を行います。農地法第4条に係る申請について、「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第4条に係る申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、異議なしの回答をもって「許可」といたします。

それでは、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。
農地法第5条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは、10ページをご覧ください。
合わせて、参考位置図14ページをお開きください。

議案第11号、下小鯖です。

申請地は、小鯖地域交流センターから北東へ440mに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、周南市内に本店を有し、電気通信工事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地に太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

議案第12号及び議案第13号は取り下げられました。

議案第14号、大内御堀です。

申請地は、大内地域交流センターから南西へ1.4kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地は閑静な住宅地で、交通等の便も良く需要が見込めるため建売住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。

以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第15号、大内矢田北四丁目です。

申請地は、大内地域交流センターから南東へ530mに位置する都市計画

法の規定による用途地域が定められた地域内にある、第3種農地です。

以下、都市計画法による用途地域につきましては、単に用途地域内と説明させていただきます。

申請人は、市内に居住し農業を営む者です。

敷地が手狭で不便なため、申請地を取得し敷地拡張するものです。

なお、申請地は、平成16年8月頃に農地法の許可を得ることなく宅地として造成されたものですが、北部地区協議会で追認申請を認められ、申請人からは今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。

議案第16号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北東へ1.8kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地の近隣に事業所を持つ法人からの要望を受け、申請地を取得し貸資材置場を整備するものです。

議案第17号、宮野下です。

申請地は、JR宮野駅から南へ740mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、広島県広島市安佐北区内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地に太陽光発電設備を設置し売電事業に参入するものです。

議案第18号、旭通り一丁目です。

申請地は、JR山口駅から南西へ860mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する教員です。

現在借家住まいで、家族も増え手狭なため、妻の実家に隣接する申請地に自己用住宅を建設するものです。

議案第19号、神田町です。

申請地は、山口市役所から南西へ1.5kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、広島県広島市安佐南区内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地に隣接する農地を転用し、宅地分譲を行う事業にあたり、工事用車両

が通行するための仮設道路として一時的に借り受けるものです。

なお、一時転用ですので、申請人からは平成31年3月30日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第20号、神田町です。

申請地は、山口市役所から南西へ1.5kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、広島県広島市安佐南区内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は住環境が良く、宅地を求める要望が多く、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

議案第21号、神田町です。

申請地は、山口市役所から南西へ1.5kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、広島県広島市安佐南区内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は住環境が良く、宅地を求める要望が多く、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

議案第22号、吉敷赤田一丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北へ700mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する公務員です。

現在借家住まいで、子供の成長に伴い手狭なため、妻の父親の所有する申請地を借り受け自己用住宅を建設するものです。

議案第23号、維新公園三丁目です。

申請地は、JR矢原駅から北西へ490mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、自動車整備業を営む法人です。

業務規模の拡大により従業員が増え、既存の店舗の従業員駐車場が不足しているため、店舗に近い申請地を取得し、従業員用駐車場として整備するものです。

議案第24号、吉敷上東一丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北東へ1kmに位置する、公共投資の

対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、飲食業を営む者です。

隣接地に店舗を移転することに伴い、店舗の隣接地である申請地を取得し、来客用の駐車場及び庭園を整備するものです。

議案第25号、平井です。

申請地は、JR湯田温泉駅から南東へ860mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は住環境が良く、宅地を求める要望が多く、需要が見込めるため宅地分譲を行い、また事業所用地として整備するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第26号、吉田です。

申請地は、平川地域交流センターから東へ830mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は閑静な住宅街であり、近隣の開発地の売れ行きも好調であり、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第27号、黒川です。

申請地は、平川地域交流センターから南西へ700mに位置する、公共施設から比較的近い距離にあり規則第45条第2号ただし書きに該当する第2種農地です。

申請人は、広島県福山市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業の拡大を図るものです。

議案第28号、周布町です。

申請地は、JR湯田温泉駅から西へ630mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は閑静な住宅街であり、近隣の開発地の売れ行きも好調であり、需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第29号、朝田です。

申請地は、JR大歳駅から南西へ1.2kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、下関市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業の拡大を図るものです。

議案第30号、朝田です。

申請地は、JR大歳駅から南西へ1.2kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、下関市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業の拡大を図るものです。

議案第31号、朝田です。

申請地は、JR大歳駅から西へ1.4kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、下関市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業の拡大を図るものです。

議案第32号、朝田です。

申請地は、JR大歳駅から西へ1.4kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、下関市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業の拡大を図るものです。

議案第33号、陶です。

申請地は、陶地域交流センターから西へ920mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に主たる事務所を置く地縁団体です。

会館に駐車場がなく、現在は路上駐車をしているが、危険であるので隣接

地に駐車場を整備するものです。

議案第34号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から南へ1.4kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県福山市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業の拡大を図るものです。

議案第35号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から南へ1.7kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県福山市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業に参入するものです。

議案第36号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から北東へ1.0kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、宇部市内に居住し、不動産賃貸業を営む者です。

申請地は商業施設から近く、周辺の賃貸住宅への入居も好調で需要が見込めるため、共同住宅を建設するものです。また、申請地周辺の受注が増えている建設業者からの要望で貸資材置場を整備するものです。

議案第37号、嘉川です。

申請地は、嘉川地域交流センターから北へ390mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

申請地の奥に自宅があるが、袋小路になっており、車の向きを変えられないため、回転場とするものです。

議案第38号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1.1kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、島根県鹿足郡吉賀町内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地を取得して太陽光発電設備を設置し売電事業に参

入するものです。

議案第39号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1.1kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産賃貸業を営む法人です。

隣接地で運送業を営む関連会社が、事業の拡大に伴いトラックを10台増やし、現在の社員用駐車場に駐車することから、申請地に社員用駐車場を整備し貸し出すものです。

議案第40号、深溝です。

申請地は、JR深溝駅から北西へ680mに位置する、集团的に存在する第1種農地です。

申請人は、下関市内に居住する会社員です。

両親が高齢となってきたことから、老後の面倒を見るため、父親名義の申請地を借り受け、自己用住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第41号、佐山です。

申請地は、佐山地域交流センターから北西へ600mに位置する、集团的に存在する第1種農地です。

申請人は、宇部市内に居住する会社員です。

申請地は実家から近く、また通勤の便も良いため、自己用住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第42号、佐山です。

申請地は、佐山地域交流センターから北西へ600mに位置する、集团的に存在する第1種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

現在の農道が狭く、機械が入らないため、既存の農道を拡幅するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、

事務局

既存施設の拡張であり、農地法施行規則第35条第5号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第43号、徳地堀です。

申請地は、徳地総合支所から東へ1kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する会社役員です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業に参入するものです。

以上の農地法第5条の議案第11号及び議案第14号から議案第43号につきましては、議案書及び只今御説明しましたとおり、農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでございます。御審議よろしくお願いたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

北部地区委員

関係議案の図面の訂正があります。参考位置図14ページの●●●●という記載は●●●●が正当です。訂正をお願いします。他は問題ありません。

中央地区委員

問題ありません。

川東地区委員

問題ありません。

川西地区委員

問題ありません。

徳地地区委員

問題ありません。

議長

只今、事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

5条に係る全議案は、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。該当地区協議会の農業委員

議長 さんで補足説明がありましたらよろしく申し上げます。
 それでは、審議に入ります。委員の皆さんの意見を求めます。意見・質問
 はありませんか。

A委員 議案12号及び議案13号の取り下げの経緯を説明してください。

事務局 当初、筆の全面積を対象に転用申請が出されましたが、その後、一部農地
 として残したいということとなったため、一度取り下げ、分筆してから再度
 申請を出すこととなったものです。

議長 他に意見はありませんか。

【意見なし】

議長 それでは、以上で農地法第5条に係る議案審議を終わります。採決に入り
 ます。只今審議しました農地法第5条に係る審議について、一括で採決を行
 います。農地法第5条に係る申請について、全て「許可」とすることに賛成
 の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長 挙手多数と認め、只今審議しました農地法第5条に係る申請については、
 山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、異議なしの回答を持って「許可」
 といたします。

 次に、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説
 明をお願いします。

事務局 それでは、29ページをご覧ください。
 農用地利用集積計画について説明いたします。

 議案第44号です。
 地区協議会において、協議していただいたとおりで、
 合計147筆228,974㎡でございます。
 計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的
 な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要

議長

件を満たしております。御審議よろしくお願ひいたします。

只今、事務局から議案説明がありました。各農業委員又は推進委員から意見等があればお願ひいたします。

【意見無し】

議長

それでは、特に意見がないようですので、只今審議しました農用地利用集積計画につきまして、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画通り「決定」とします。

次に、農用地利用配分計画に対する審議を行います。議案説明を事務局よりお願ひいたします。

事務局

それでは、30ページをご覧ください。

農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

議案第45号です。

地区協議会において協議していただいたとおりで、

合計41筆、56,902㎡でございます。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

御審議よろしくお願ひいたします。

議長

ただ今事務局から議案説明がありました。各農業委員又は推進委員から意見等があればお願ひいたします。

【意見なし】

議長

それでは、特に意見がないようですので、只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

それでは次に、農用地区域の変更についての審議を行います。
議案説明を事務局よりお願いします。

事務局

それでは、31ページをご覧ください。
議案第46号、農用地区域の変更について説明いたします。
各地区協議会において、審議していただいたとおりで、除外申請が7件、
646㎡、用途区分変更が8件、3,720.16㎡、編入申請が
2件、2,994㎡でございます。

御審議よろしくお願いたします。

議長

ただいま事務局から議案説明がありましたが、各委員さんから何か御意見等があればお願いします。

A委員

除外について、●●地区では4件申請が出ていますが、●●地区協議会で協議の結果認めざるを得ないということで認めておりますが、農用地区域内で、昨年、農地法3条許可を得て取得した農地の一部に対する除外の申請がありました。本来、営農目的で農地を取得した場合は、少なくとも3年は耕作をする必要があるということで、それ以外に用途を変更されるということは基本的にはまずいのではないかとということで意思決定されていたかと思えます。今回の事案では、地域に必要な施設ということで考え方によっては仕方がないという見解になったわけではあります。他の地区で、農地を取得して3年以内に用途が変わったという事例があれば教えていただきたいと思えます。

事務局

3条許可を得て取得された場合で、3年以内に用途が変わったという件については、事務局のほうで過去の申請等調べさせていただきたいと思えます。記憶している範囲では、3条許可を得て取得された後、台風により家屋が被災され、建て替える用地として、取得した農地を利用したいという事案はあったと思えます。他の事例については確認してから、また情報提供させ

議長

ていただきたいと思います。
他にありませんか。

【意見なし】

議長

特に意見がないようですので、ただいま審議しました議案第46号の農用
地区域の変更について、採決を行います。

異議なしとすることに賛成の方の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、議案第46号農用地区域の変更については、異議はない
ものとして、山口市に回答します。

次に、現況証明についての審議を行います。議案説明を事務局よりお願い
します

事務局

それでは、32ページをご覧ください。
合わせて、参考位置図45ページをお開きください。

議案第47号、上小鯖です。

登記地目が田の土地2筆、258㎡と畑の土地1筆98㎡、合計356㎡
については、平成元年頃から宅地として利用され現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお
諮りするものです。

議案第48号、黒川です。

登記地目が畑の土地2筆、505㎡については、平成元年頃から耕作がで
きなくなり、木が繁り荒廃し現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第49号、名田島です。

登記地目が畑の土地1筆、476㎡については、昭和48年頃から農業用
倉庫の敷地として利用され現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお
諮りするものです。

事務局

議案第50号、嘉川です。

登記地目が田の土地1筆、241㎡については、以前から住宅が建っており、平成元年頃取り壊し、以降駐車場として利用し、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過していますので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第51号、深溝です。

登記地目が畑の土地1筆、524㎡については、昭和60年頃耕作放棄し、以降竹が繁茂し、現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

現況証明については以上です。御審議よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今、事務局から議案説明がありました。各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

それでは、特に意見がないようですので議案第47号から議案第51号までの現況証明を発行することに「異議なし」とする農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、現況証明につきましては全て発行することといたします。

それでは次に、本日、追加議案となりました議案第52号、山口市農地利用最適化推進委員の委嘱について審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局

阿東徳佐地域の農地利用最適化推進委員に欠員が生じたため、去る、9月25日から10月12日までの間再募集を行い、1名の推薦がございました。

本日総会前に、推進委員候補者評価委員会を開催し、阿東徳佐下1135番地 森下(もりした)勝樹(かつき)氏が推進委員に内定いたしました。

事務局

推進委員は、農業委員会等に関する法第17条第1項で農業委員会が推進委員を委嘱しなければならないと規定がございますので本日総会でお諮りするものです。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

ただ今説明がありましたが、質疑のある方はお願いいたします。

【意見なし】

議長

ないようですので、お諮りします。

森下(もりした)勝樹(かつき)氏の委嘱を認める委員の挙手を求めます。

【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数により森下氏の推進委員委嘱を認めます。

なお、委嘱につきましては、平成30年11月1日を予定しております。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表をご覧ください。9月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の意見聴取事案については、別紙のとおりです。

報告については以上です。

議長

只今、事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

議長

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【なし】

議長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、平成30年度第5回山口市農業委員会総会議事録である。

平成30年10月19日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長

署名委員

署名委員

記 録 者